質問事項

１．知事の現状認識について

１）知事は災害救助法打ち切りの理由のひとつとして「放射線量が下がった」とされたが、その根拠は何か。

災害救助法の適用については、事故発生直後、原子力発電所事故の収束の見通しが立たない中、避難指示区域外からも避難した人々が多くおり、そのような発災時の避難の状況により、避難指示の有無にかかわらず、仮設・借上げ住宅の供与を判断したところです。 その後、除染の進捗、食品の安全性の確保等復興が進み、生活環境が整いつつある中、多くの県民が福島で暮らしており応急救助という災害救助法の考え方から今月末で終了することとし、その後は県による独自の支援策へと移行しています。

２）朝日新聞が２月末に行った県内在住者に対する世論調査で、放射性物質が健康に与える影響について６３％が「不安を感じている」と答えていることが報じられたが、これをどう受け止めるか。知事自身は、放射線が健康に与える影響に対する懸念はなくなったと考えているか。

３）県民健康調査で子供の甲状腺がんが多数発見されているが、知事は事故による放射性物質との関係をどう考えておられるか。

○　県民健康調査の甲状腺検査でこれまでに発見された甲状腺がんにつきましては、症状のない人を対象として網羅的に検査した結果発見されたものであり、何らかの症状があり、医療機関を受診してがんと診断された方の人数とは発見の経緯が大きく異なることから、単純に比較するのは難しいと考えております。 ○　また、放射線の影響については、中間とりまとめにおいて、「考えにくい」と評価されていますが、「可能性は小さいとはいえ現段階ではまだ完全には否定できず、影響評価のためには長期にわたる情報の集積が不可欠であるため、今後も甲状腺検査を継続していくべきである。」とされております。 ○　県としましては、子どもたちの健康をどう守っていくか、その観点に立って専門家の御意見をしっかり伺いながら、検査を継続してまいりたいと考えております。

４）２０１１年３月１１日、原子力災害対策特別措置法に基づいて発令された福島第一原発事故に対する原子力緊急事態宣言は、未だ解除されていません。この事態をどう受け止めておられるか。

○　緊急事態宣言の解除については、原子力災害対策特別措置法の規定に基づき、原子力災害の拡大の防止を図るための応急の対策を実施する必要がなくなったと認めるときに解除するとされており、具体的には、住民の避難や原子力事業所の施設及び設備の応急の復旧等の実施状況等を踏まえ、総合的な見地から解除を行うかどうか判断するとの政府見解が示されています。
○　福島第一原発では、現在も廃炉・汚染水対策が進められており、燃料デブリや高濃度滞留水などのリスクが内包されていることから、これらのリスクが顕在化し、外部へ影響が及ばないように対処していくことが重要であると認識しています。
○　県としましては、引き続き、外部への影響がないよう国及び東京電力に強く求めていく考えです。

５）県が昨年行った「住まいに対する意向調査」で、県外避難者の５０％から７０％が「県外生活の継続を望んでいる」と答えているが、知事はこれをどう分析されたか。

平成２８年に実施した「住まいに関する意向調査」は、災害救助法に基づく住宅の供与が終了となる世帯を対象に平成２９年４月以降の意向を調査したものです。
調査（平成２８年１月下旬から２月上旬）では、「県外避難者は県外で生活を希望する傾向が出ている」との結果でした。
調査結果を踏まえ、関係機関と連携し、戸別訪問等を通して生活再建などに関する支援を行ってきたところです。

６）２月２３日の県議会本会議で、知事は「大部分の避難者は住まいの見通しが立っている」と答弁されたが、この根拠は何か。「見通しが立っている」とは、「健康で文化的な生活」（日本国憲法第２５条）が営まれるということを意味しているか。

これまでの意向調査や３回の戸別訪問等の結果により、避難指示区域外からの避難者の約９７％については、４月以降の住まいの確定が見込まれています。
４月以降の住まいが決まっていない避難者の方々に対しては、住宅事情に詳しい NPO 法人を活用した新たな住まい探しのサポートを行うなど、引き続き、住宅確保に向けた支援に取り組んでまいります。

２．知事の責任について
１）知事は今回の政策変更によって生じる結果について、政府と共にその責

任を負ったことを認識されているか。

２）今回の政策変更によって、県民の安全と生活を守る知事の責務に違背することはないと断言できるか。

避難生活が長期にわたっていることから、避難されている方々の課題は複雑さを増しており、すぐには帰還できないと考える方も少なくないものと思います。 今後も、これまでと変わらず、全国各地の相談拠点における相談対応や情報提供などにより、避難されている方々の一日も早い生活再建につながるよう、それぞれの選択や事情に応じた必要な支援を継続していきます。

３）この３月末から４月初めにかけて帰還困難区域を除きすべての避難指示が解除され、約３万２千の県民が新たに「区域外避難者」になる。これらの人々に対しても、今回の政策変更と同様の対応をなさるのか。

仮設・借上げ住宅の供与期間については、法令により一年を超えない範囲で延長を行うことができるとされ、避難指示区域（平成２７年６月１５日時点）から避難した方への仮設・借上げ住宅の供与については、避難指示の解除の見通しや、復興公営住宅の整備、自宅の建築・修繕等住居の確保の状況を踏まえ、更に１年延長し、平成３０年３月末までとしております。 その後については、解除後の住居確保の状況などを見据えながら、今後判断します。

４）住宅無償提供打ち切りによって、不本意に移住を迫られることは基本的人権に対する侵害であり、２０１５年の国連人権委員会に報告された「グローバー勧告」や、「社会権規約」「国連の国内強制移動に関する指導原則」などの国際的な規範にも反するとの指摘があるが、知事はこの指摘をどう受け止めるか。

事故発生直後、原子力発電所事故の収束の見通しが立たない中、避難指示区域外からも避難した人々が多くおり、そのような発災時の避難の状況により、避難指示の有無にかかわらず、仮設・借上げ住宅の供与を判断したところです。 その後、除染の進捗、食品の安全性の確保等復興が進み、生活環境が整いつつある中、多くの県民が福島で暮らしており応急救助という災害救助法の考え方から今月末で終了することとし、その後は県による独自の支援策へと移行しています。

５）知事は「原発事故からの回復には時間がかかる」と発言しておられる。
「支援策」の不十分さ、対応の遅れを率直に認め、少なくともすべての被害県民が安心して生活できる住まいが確保されるまで、今回の政策変更を撤回もしくは留保される考えはないか。

これまでの意向調査や３回の戸別訪問等の結果により、避難指示区域外からの避難者の約９７％については、４月以降の住まいの確定が見込まれています。 ４月以降の住まいが決まっていない避難者の方々に対しては、住宅事情に詳しい NPO 法人を活用した新たな住まい探しのサポートを行うなど、引き続き、住宅確保に向けた支援に取り組んでまいります。

３．政策変更決定の経緯について

１）災害救助法適用延長打ち切り、「福島県による支援策」切り替えを決断された日時及び内閣総理大臣と協議した日時を示されたい。

平成２７年６月１５日に内閣府から同意をいただき、平成２７年６月１５日に行われた第４２回新生ふくしま復興推進本部会議で決定しております。

２）同上決断に至った経緯と理由を示されたい。

災害救助法の適用については、事故発生直後、原子力発電所事故の収束の見通しが立たない中、避難指示区域外からも避難した人々が多くおり、そのような発災時の避難の状況により、避難指示の有無にかかわらず、仮設・借上げ住宅の供与を判断したところです。 その後、除染の進捗、食品の安全性の確保等復興が進み、生活環境が整いつつある中、多くの県民が福島で暮らしており応急救助という災害救助法の考え方から今月末で終了することとし、その後は県による独自の支援策へと移行しています。

３）対象を「避難指示区域外」と特定した判断の根拠を示されたい。

県の支援策検討を公表した平成２７年６月１５日時点の避難指示区域で判断しています。

４）同上決断に至る過程に被害当事者の意向は反映されたか。

災害救助法の適用については、事故発生直後、原子力発電所事故の収束

の見通しが立たない中、避難指示区域外からも避難した人々が多くおり、そのような発災時の避難の状況により、避難指示の有無にかかわらず、仮設・借上げ住宅の供与を判断したところです。
　その後、除染の進捗、食品の安全性の確保等復興が進み、生活環境が整いつつある中、多くの県民が福島で暮らしており応急救助という災害救助法の考え方から今月末で終了することとし、その後は県による独自の支援策へと移行しています。

５）政策変更によって被害県民の健康と生活が十全に担保されるとの確信があったか。あったとすれば、その主な根拠は何か。なかったとすれば、いかなる方法でそれを補おうと考えられたか。

　避難生活が長期にわたっていることから、避難されている方々の課題は複雑さを増しており、すぐには帰還できないと考える方も少なくないものと思います。
　今後も、全国各地の相談拠点における相談対応や情報提供などにより、避難されている方々の一日も早い生活再建につながるよう、それぞれの選択や事情に応じた必要な支援を継続していきます。

４．「福島県による支援策」の決定経緯について
１）「支援策」は２０１５年１２月２５日に発表されたが、打ち切り決定後半年を要した理由を示されたい。

　災害救助法の対応から新たな支援策への移行については、平成２７年６月１５日に行われた第４２回新生ふくしま復興推進本部会議で移転費用の支援、民間賃貸住宅家賃への支援、公営住宅等の確保への取組等の方針を決定しております。

２）「支援策」の検討は何時開始され、どのような機関で、何回の検討が行われたか。知事の最終決済は何月何日かを示されたい。
３）検討の過程で被害当事者の実態をどう把握されたか。当事者の意向を聴取されたことはあるか。あるとすれば、それをどう反映されたか。

　生活再建検討会議をはじめ、全国で開催している相談・交流会等で説明しており、新生ふくしま復興推進本部会議において決定しております。

４）２０１５年１０月に行った関係都道府県へのアンケート結果は「支援策」にどう反映されたか。

各都道府県に対し、応急仮設住宅の供与終了に伴う住宅確保等を平成２７年１０月２９日付けの文書で依頼したところです。その際、各都道府県の対応状況を確認するため、併せて照会を行ったところであり、各都道府県における支援策の検討状況を本県の支援業務の参考としております。

５）「住まいの意向調査」が「支援策」決定後になったのはなぜか。

平成２８年１月に実施した「住まいに関する意向調査」については、生活再建等の意向を確認するものであります。
このとき、帰還・生活再建に向けた総合的な支援策を案内し、意向について回答をいただいたところです。

５．「福島県による支援策」の内容について

１）「支援策」の基本理念はいかなるものだったか。災害救助法による救助内容のレベルを維持するものか、レベルダウンもやむなしとするものか。

災害救助法の適用については、事故発生直後、原子力発電所事故の収束の見通しが立たない中、避難指示区域外からも避難した人々が多くおり、そのような発災時の避難の状況により、避難指示の有無にかかわらず、仮設・借上げ住宅の供与を判断したところです。
その後、除染の進捗、食品の安全性の確保等復興が進み、生活環境が整いつつある中、多くの県民が福島で暮らしており応急救助という災害救助法の考え方から今月末で終了することとし、その後は県による独自の支援策へと移行しています。

２）避難先都道府県への公営住宅確保依頼と民間賃貸住宅への家賃補助を柱とする「支援策」で、どの程度カバーできると考えたのか。

これまでの意向調査や３回の戸別訪問等の結果により、自主避難者の約９７％については、４月以降の住まいの確定が見込まれています。
４月以降の住まいが決まっていない避難者の方々に対しては、住宅事情に詳しい NPO 法人を活用した新たな住まい探しのサポートを行うなど、引き続き、住宅確保に向けた支援に取り組んでまいります。
今後も、全国各地の相談拠点による相談対応や情報提供などにより、避難者の方々の一日も早い帰還や生活再建につながるよう、きめ細かな支援を継続していきます。

３）引っ越し費用の補助などで、帰還者と県外居住継続者との間に差を設けたのはなぜか。

「ふるさと住宅移転支援事業」については、福島県内（県内避難者は避難元市町村）への移転に対する助成でありますが、引き続き避難されている方々へは、家賃補助を始め、生活再建支援拠点による相談対応等や、情報提供などにより、生活再建に向けた支援を行っています。

４）民間賃貸住宅居住者への家賃補助を「初年度３万円、次年度２万円」とした算定根拠は何か。２年で終了とする根拠は何か。

民間賃貸住宅等家賃への２年程度の補助期間については、平成２７年６月に発表した災害救助法による応急仮設住宅の供与期間の１年延長に加え、民間賃貸住宅等家賃への補助期間２年を合わせた計３年間で、自主再建に向けて将来の見通しを立てていただきたいという考えによるものです。

５）「放射能への不安」を避難継続の理由と認めながら、これを家賃補助に限定したのはなぜか。

避難生活が長期にわたっていることから、避難されている方々の課題は複雑さを増しており、放射能への不安も含めてすぐには帰還できないと考える方も少なくないものと思います。

今後も、これまでと変わらず、全国各地の相談拠点における相談対応や情報提供などにより、避難されている方々の一日も早い生活再建につながるよう、それぞれの選択や事情に応じた必要な支援を継続していきます。